

第八十六号議案

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第十一条第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項中「当たっては」の下に「、適切な方法により」を加え、「行い」を「行うとともに」、当該利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第九項中「第六項」を「第七項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「利用者」の下に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援（児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」を「利用者及び当該利用者」に改め、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、「とともに」を「ほか」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧な把握しなければならぬ。

第十一条に次の一項を加える。

11 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第十七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第三十三条及び第五十一条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第五十四条中「第四項」を「第五項」に、「第六項」を「第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第三十一条第二項第一号」を「第十七条第一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第三十一条第二項第一号」に改める。

第五十九条中「第四項」を「第五項」に、「第六項」を「第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第三十一条第二項第一号」を「第十七条第一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第三十一条第二項第一号」に改める。

第六十二条の次に次の一条を加える。

（規模）

第六十二条の二 就労移行支援事業所の規模は、規則で定める基準を満たさなければならない。

第六十八条中「から第四十条まで」を「、第三十六条から第四十条まで」に、「第四項」を「第五項」に、「第六項」を「第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第三十一条第二項第一号」を「第十七条第一項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第三十一条第二項第一号」に改める。

第八十六条第一項中「、指定医療型児童発達支援（同条例第六十条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

第二条 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十五条―第五十九条）」を

「第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十五条―第五十九条）」

に改める。

第五章の二 就労選択支援（第五十九条の二―第五十九条の八）」

第三条第一項中「次章から」の下に「第五章まで及び第六章から」を加える。

第十一条第六項中「情報通信機器」の下に「（以下「テレビ電話装置等」という。）」を加え、同条第七項中「行う者」の下に「（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 就労選択支援

（基本方針）

第五十九条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（従業者の配置の基準）

第五十九条の三 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

一 管理者（就労選択支援事業所の長をいう。）

二 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）

（規模）

第五十九条の四 就労選択支援事業所の規模は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(実施主体)

第五十九条の五 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第五十九条の六 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び区市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第五十九条の七 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

(準用)

第五十九条の八 第十条（第二項を除く。）、第十三条から第十八条まで、第二十三条、第二十五条から第三十一条（第二項第一号を除く。）まで、第三十四条、第三十七条から第四十条まで、第四十二条、第四十三条及び第四十四条から第四十八条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第三十一条第二項第二号中「第二十五条第二項」とあるのは「第五十九条の八において準用する第二十五条第二項」と、同項第三号中「第二十七条第二項」とあるのは「第五十九条の八において準用する第二十七条第二項」と、同項第四号中「第二十九条第一項」とあるのは「第五十九条の八において準用する第二十九条第一項」と、第十七条第一項中「療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第六十七条の次に次の一条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)  
第六十七条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第八十二条中「及び第五十二条」を「、第五十二条及び第六十七条の二」に改める。

第八十五条中「第五十二条」の下に「、第六十七条の二」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に規定する日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和六年内閣府・厚生労働省令第三号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）の改正に伴い、障害者の意思決定支援の推進に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。